

# 玄海町原子力災害対応避難(行動)計画



平成26年 5月

平成28年11月

令和 4年10月

令和6年1月改訂

玄 海 町

## 目 次

第1	目的	1
第2	位置付け	1
第3	避難計画	
1	避難計画の考え方	2
2	原子力災害対策重点区域の設定	3
3	避難計画の概要	3
	(1) 陸上避難の方法	
	(2) 避難行動要支援者の避難の方法	
4	地区別の避難計画	5
第4	行動計画	
1	行動の準拠	6
2	避難指示の伝達	6
3	安定ヨウ素剤の配付・服用	6
4	複合災害時の対応	6
5	避難所の開設、運営	7
6	緊急時モニタリングの実施	7
7	防護対策用資機材の集積の実施	8
8	行政機能の移転	8
9	感染症流行下での防護措置	8

## 第1 目的

「玄海町地域防災計画」（以下「町地域防災計画」という。）第6編 原子力災害対策編 第2章第9節第1項に基づき、玄海原子力発電所で原子力災害が万が一に発生した場合に備え、放射線の影響を最小限に抑える避難等の防護措置を円滑・確実なものとするを目的とする。

なお、本計画に定めのないものは、「町地域防災計画」に基づくものとする。

## 第2 位置付け

本計画は、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき作成した玄海町地域防災計画（原子力災害対策編）（指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画と佐賀県地域防災計画との整合を図っている。）の避難に関する計画を具体化したものである。

なお、本計画は、これらの計画等が見直しが行われた場合、本計画に的確かつ迅速に反映するために、毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正する。

### 第3 避難計画

#### 1 避難計画の考え方

(1) 本計画では、玄海町全域の町民等を、原子力発電所から半径30キロ圏外に避難できるよう避難経路、避難所等を確保することを基本としているが、原子力災害の規模に応じて、措置の内容及び対象区域が限定的になることもあり得る。

(2) 原子力災害時の防護措置を短期間で効率良く行うためには、原子力発電所からの距離に応じて重点を置いた対策を講じることが必要であり、予め原子力災害対策重点区域を定め、区域に応じて防護措置を実施する。

具体的には、概ね5キロの範囲を、予防的防護措置を準備する区域（以下PAZ）とし、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子炉施設の状態に応じて避難等の予防的防護措置を優先的に実施する。

また、上記のPAZ以外の町域全てを、緊急防護措置を準備する区域（以下UPZ）とし、原子力災害の事態の規模及び時間的な推移に応じて、屋内退避等の緊急事態での予防的防護措置及び全面緊急事態での一時移転等の緊急防護措置を実施する。

ただし、炉規法第43条の3の34第2項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設である1、2号機については、原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設からおおむね半径5kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとされている。

(3) 避難等の防護措置が必要な区域及び措置の内容（避難、一時移転、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等）は、事故の状況及び気象状況等に応じ、国、県又は町が連携、調整したうえで設定し、町民等に対する指示は町が行う。

(4) 避難先については、地域コミュニティの維持に着目し、努めて同一地区を同一避難所にまとめて指定する。

(5) 町民が覚えやすく実行しやすい計画とし、避難時の混乱を避ける観点から、原則と

して避難路及び避難先は単一とする。

## 2 原子力災害対策重点区域の設定

本計画での原子力災害対策重点区域の具体的な範囲は、次のとおりとする。

対象原子炉	予防的防護措置を準備する区域（PAZ）
3、4号機	外津地区、値賀川内地区、下宮地区、中通地区、仮立地区、 普恩寺地区、シーライントウン地区、平尾地区、浜野浦地区、 小加倉地区、栄地区、花の木地区、大藪地区、仮屋地区、石田地区
1、2号機	なし

対象原子炉	緊急防護措置を準備する区域（UPZ）
3、4号機	有浦下地区、有浦上地区、諸浦地区、新田地区、長倉地区、 轟木地区、藤平地区、田代地区、牟形地区、大鳥地区、 座川内地区、湯野尾地区
1、2号機	外津地区、値賀川内地区、下宮地区、中通地区、仮立地区、 普恩寺地区、シーライントウン地区、平尾地区、浜野浦地区、 小加倉地区、栄地区、花の木地区、大藪地区、仮屋地区、石田地区

## 3 避難計画の概要

（防災安全課、関係各課）

本計画で定める避難は、町域全域の町民等を原子力発電所から半径30キロ圏外（小城市）の地区別に定めた避難所への広域避難とする。

※別紙1-1 玄海町原子力災害対応避難（行動）計画の概要

※別紙1-2 玄海町原子力災害対応避難（行動）計画の概要図

※別紙1-3 各緊急事態における避難等の防護措置

## (1) 陸上避難の方法

(住民対策部)

ア 避難を円滑に実施するため、原子力発電所から30キロ圏外に指定された避難所へ、努めて「別紙2 主要避難経路図」に示す主要避難経路(幹線道路等)を通り避難するものとする。

また、町は主要避難経路について、事前に町民に対して十分に周知を行う。

なお、避難を円滑に実施するため、県警察等により避難経路の要所での交通規制及び交通誘導の強化が実施される。

イ 避難は、原則として自家用車両を利用するものとする。自家用車両により避難が困難な町民等については、近所の方との乗り合いによる自家用車避難を行うか、あらかじめ地区ごとに指定した集合場所に参集して、町等の保有する車両にて避難を行うものとする。

ウ イの手段でも避難手段が困難、不足する場合には、県が町からの依頼に基づきバス・タクシー協会、自衛隊等に要請し手配した車両にて避難を行うものとする。

エ 避難町民等の避難所までの速やかな移動を実現するため、主要避難経路から避難所(施設)までの間の誘導を、避難受入市町の協力を得て行う。

オ 避難所の駐車スペースは、避難所に併設する運動場等の駐車スペースをまずは利用することとし、なお不足する場合には、近隣のグラウンド等を利用するものとする。

## (2) 避難行動要支援者の避難の方法

(住民対策部)

ア 在宅の避難行動要支援者については、町が策定した「個別避難計画」に基づき、自治会、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織等の支援を受け避難を行うものとする。

イ 学校等、病院等医療機関、社会福祉施設、不特定多数の者が利用する施設等においては、あらかじめ避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、必要な資機材の確保等について各施設が策定する避難計画等に基づき避難を行うものとされている。

ただし、避難が困難な場合には、消防機関・自衛隊等の支援を求め避難を行うものとする。

また、搬送先の確保については、県、町、施設が連携し県外医療機関等を含めた対応を行うものとする。

ウ PAZ の在宅避難行動要支援者のうち、小城市まで避難することにより健康リスクが高まる者は、気密性を確保する等の放射線防護対策に配慮した施設（特別養護老人ホーム 玄海園（玄海町大字平尾 432 番地 8））に一時的に屋内退避を行うものとする。

#### 4 地区別の避難計画

（防災安全課、関係各課）

本計画で定める地区ごとの避難計画は、「別紙3 地区別避難計画」のとおりとする。また、避難等を円滑及び迅速に実施するために地区別避難実施計画（案）を策定するものとする。

## 第4 行動計画

### 1 行動の準拠

(本部事務局、関係対策部)

町は、情報収集事態又は警戒事態の発生を覚知した場合は、佐賀県地域防災計画（原子力災害対策）及び町地域防災計画（原子力災害対策編）に準拠し行動するものとする。

### 2 避難指示の伝達

(本部事務局)

町は、警戒事態等の発生に伴い、国、県により防護対策区域が決定された場合は、防災行政無線、ケーブルテレビ、ラジオ、ホームページ、災害情報メール、緊急速報メール、防災 SNS、町及び消防団等の広報車、消防団員等による個別訪問、関係機関への電話・FAXなどのあらゆる手段を利用して避難の指示及び屋内退避等の町民等への伝達を速やかに行う。

※別紙4 避難の指示等の伝達時の留意点

### 3 安定ヨウ素剤の配布・服用

(住民対策部)

町は、国から安定ヨウ素剤の配布、服用の指示があるときは、速やかに町民等へその指示を伝達し受領・服用させる。

### 4 複合災害時の対応

(本部事務局、関係対策部)

#### (1) 自然災害等により自宅等で屋内退避等ができなくなった場合

町は、屋内退避等が実施可能な避難所を開設し、開設した避難所で退避するように伝達する。



(2) 自然災害等により道路等が通行不能になった場合

町は、避難開始の前の段階において、避難経路として定められている道路等が使用できない場合（道路管理者等の復旧が遅れる場合も含む。）、県と代替経路を設定し、住民に伝達する。また、全国の実動組織（自衛隊、警察、消防、海上保安庁）による支援がある場合も住民に伝達する。

(3) 台風時等で外出が危険な場合

町は、無理に避難せずに、安全が確保されるまで屋内退避を優先することを伝達する。その後、天候が回復し、安全が確保できた場合は、避難を実施する。

(4) 自然災害等により避難先が被災した場合

町は、県と県内市町がUPZ外の県内避難先施設を候補として調整の上、避難先を決定されたのち、避難先の変更を町民に伝達する。佐賀県内において避難先が確保できない場合は、国、全国自治会、災害時応援協定を締結している九州・山口各県と県が調整し決定される。

## 5 避難所の開設、運営

(住民対策部)

(1) 町は、避難所へ別途定める「職員派遣計画」に基づき職員を派遣し、それぞれの災害対策本部、受入市町（小城市）又は避難町民との連絡調整に当たらせる。

(2) 町は、避難所開設の際には、受入市町（小城市）の協力を得て、入口受付にて避難町民の避難状況を把握する。

※別紙5 避難所での留意点

## 6 緊急時モニタリングの実施

(住民対策部、産業対策部)

町は、県が緊急モニタリング本部を設置した場合に、原子力事故の放射線の影響範囲を特定し、町民の避難や関係機関の活動の基盤とするため、県が配備したモニタリ

ングポストにより、空間線量の測定を実施する。

## 7 防護対策用資機材の集積の実施

(総務対策部)

町は、庁舎等が避難対象区域に該当する場合には、これらにある防護対策用資機材を、トラック協会等へ協力を要請し、佐賀土木事務所へ搬送する。

なお、放射性物質放出後は、防護対策資機材の搬出は中止する。

## 8 行政機能の移転

(総務対策部)

(1) 町の庁舎が避難対象区域に該当する場合には、あらかじめ定めた機能移転先(小城市まちなか市民交流プラザ(ゆめぷらっと小城))に移転する。

この場合、移転後も地域町民に対する行政サービスがより円滑に行えるように、基本的に移転先を地域町民の避難地域と同一とする。

(2) 町は、庁舎が機能移転する場合には、その旨を避難対象区域外の町民に周知する。

(3) 庁舎機能移転に当たっては、町民等の避難を優先するとともに災害対策本部機能を移転させ、その業務を遂行できるように努める。

(4) 行政機能の移転に係る細部の移転計画は、別途定める「玄海町業務継続計画(BCP)」によるものとする。

## 9 感染症流行下での防護措置

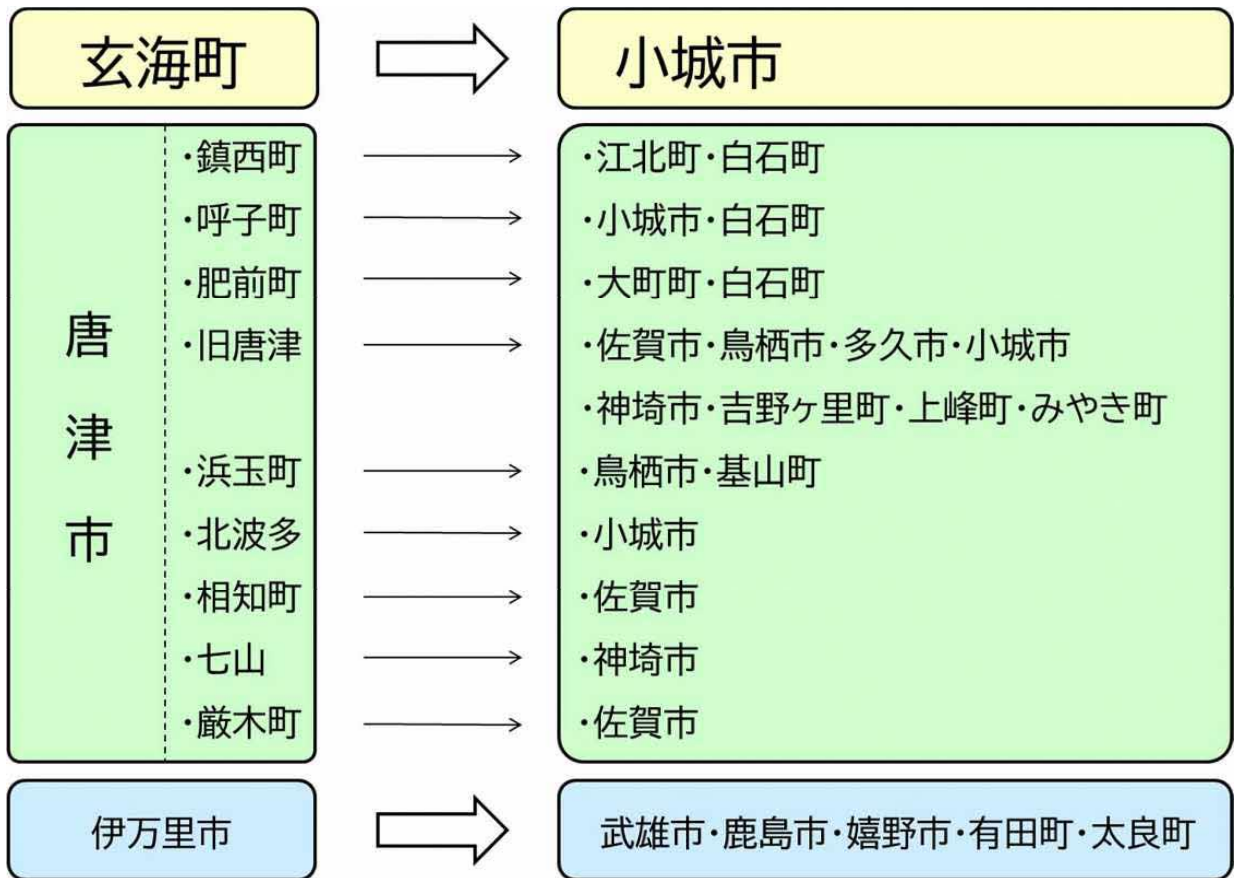
感染症流行下において原子力災害が発生した場合、避難等の各種防護措置と感染防止対策を両立させる。ただし、災害時には差し迫った危機から身を守ることが最優先であり、その避難等に猶予がなく、身体・生命に危機が迫った場合は、感染症流行下であ

っても、躊躇なく避難等を行う。感染者や感染の疑いのある者を含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難等の各種防護措置を行う。

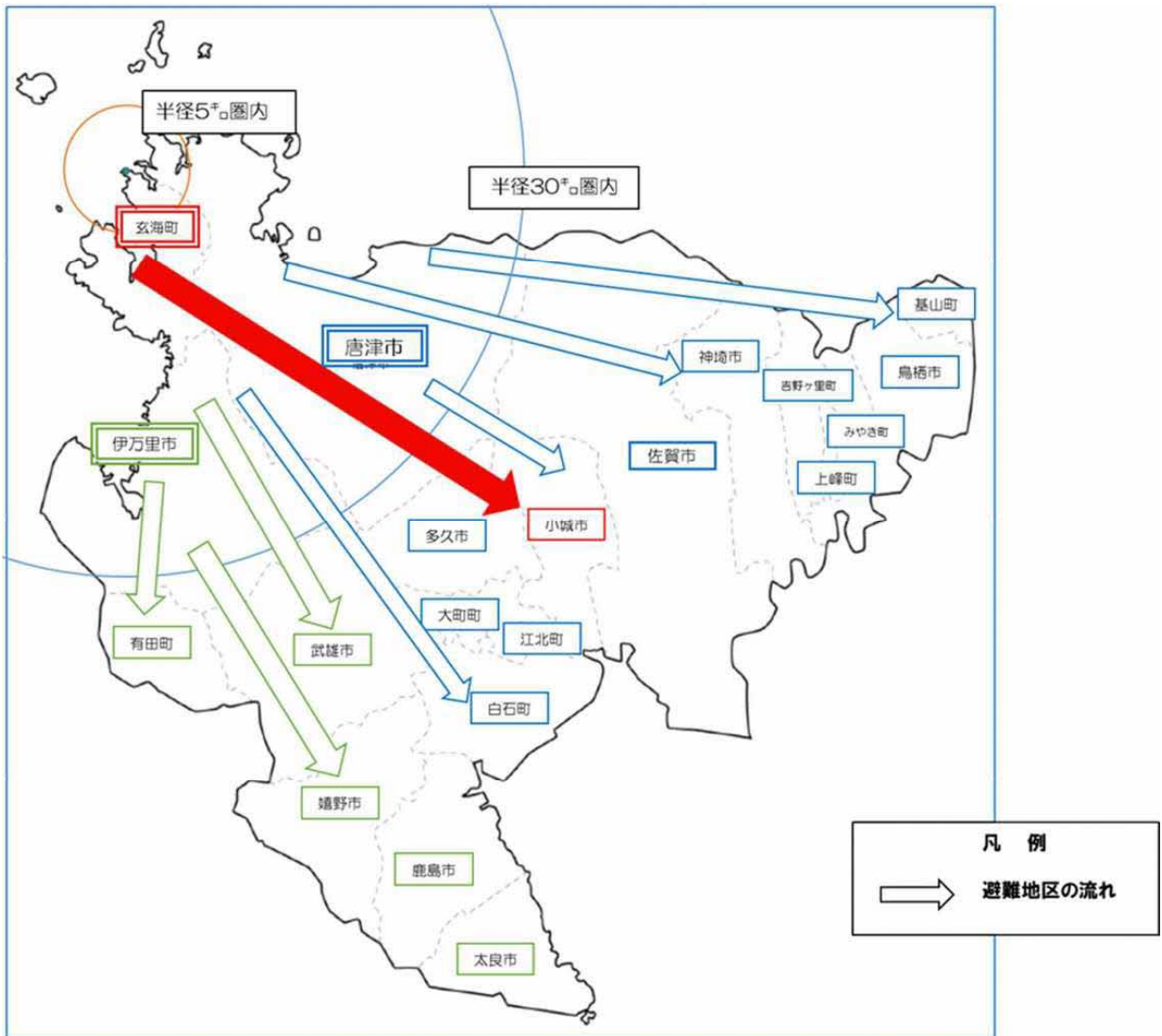
「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方について」（令和2年6月2日、内閣府（原子力防災））に基づき、以下のように対応する。

- (1) 感染症流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- (2) 具体的には、避難または一時移転を行う場合には、その過程または避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- (3) 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わない。
- (4) 自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避する。
- (5) これが困難な場合は、あらかじめ準備をしている UPZ 外の避難先である小城市の避難所へ避難する。

玄海町原子力災害対応避難（行動）計画の概要



玄海町原子力災害対応避難（行動）計画の概要図



各緊急事態における防護措置

対象者	緊急事態区分	警戒事態(AL)	施設敷地緊急事態(SE)	全面緊急事態(GE)	
					OIL 2 対象地域
P A Z	施設敷地緊急事態要避難者	避難準備	安定ヨウ素剤の受領 <b>避難</b>	—	—
	ふたば園	保護者引渡し	安定ヨウ素剤の受領 <b>避難</b> (ゆめぶらっと小城)	保護者引渡し	—
	避難することにより健康リスクが高まる者	屋内退避準備	<b>屋内退避</b> (玄海園)→準備が整い次第、 <b>避難</b>		—
	一般住民	情報収集	避難準備 安定ヨウ素剤の服用準備	安定ヨウ素剤の 緊急配布・服用 <b>避難</b>	—
	一時滞在者	帰宅	安定ヨウ素剤の受領 帰宅		—
U P Z	あおば園・玄海みらい学園	保護者引渡し、下校指導	屋内退避準備	<b>屋内退避</b>	安定ヨウ素剤の 緊急配布・服用 <b>一時移転</b> 避難退域時検査
	住民	情報収集			
	一時滞在者	帰宅	帰宅		

※1、2号機のUPZでは、「あおば園・玄海みらい学園」を「ふたば園」と読み替える。

避難：空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの

一時移転：緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの

主要避難経路図



## 地区別避難計画

No.	区分	地区名	集合場所	避難経路 (県：県道、国：国道)	小城市避難所
					施設名
1	P A Z	外津	外津漁村環境改善総合センター	県254→県340→県50→国203	佐賀県立小城高等学校
2		値賀川内	値賀川内公民館	県254→県340→県50→国203	小城市立晴田小学校
3		下宮	下宮公民館	県254→県340→県50→国203	小城市立桜岡小学校
4		中通	中通公民館	県254→県340→県50→国203→県48	小城市立小城中学校
5		仮立	仮立公民館	県254→県340→県50→国203	小城市立桜岡小学校
6		普恩寺	九州電力値賀寮体育館	県254→県340→県50→国203	小城市小城体育センター
7		シーライントウン	九州電力値賀寮体育館	県254→県340→県50→国203	小城市立晴田小学校
8		平尾	値賀第2コミュニティセンター ・特別養護老人ホーム玄海園	県254→県340→県50→国203	小城市まちなか市民交流プラザ(ゆめふらっと小城)
9		浜野浦	浜野浦公民館	国204→県50→国203	小城市小城体育センター
10		小加倉	小加倉公民館	県254→県340→県50→国203→県48	小城市文化センター
11		栄	栄公民館	県292→県340→県50→国203	小城市小城体育センター
12		花の木	花の木公民館	県292→県340→県50→国203→県48	小城市立小城中学校
13		大園	大園公民館	国204→県50→国203	佐賀県立小城高等学校
14		仮屋	仮屋コミュニティセンター	国204→県50→国203	小城保健福祉センター(桜楽館)
15		石田	石田公民館	国204→県50→国203→県48	小城市立小城中学校
16	U P Z	有浦下	有浦下公民館	県292→県340→県50→国203→県212	小城公民館岩松支館
17		有浦上	有浦上公民館	県292→県340→県50→国203→県332	小城市立三里小学校、(小城市小城体育センター)
18		諸浦	玄海町役場	県292→県340→県50→国203→県44→県290	小城市立岩松小学校
19		新田	町民会館	国204→県50→国203→県212	小城市生涯学習センター(ドゥイング三日月)
20		長倉	玄海町役場	県292→県340→県50→国203→県44→県290	小城公民館三里支館
21		轟木	轟木公民館	県47→国204→県50→国203→県332	小城市児童センター(ゆうゆう)
22		藤平	藤平公民館	県47→国204→県50→国203→県212	小城市児童センター(ゆうゆう)
23		田代	田代公民館	県47→国204→県50→国203→県48	小城市立小城中学校
24		牟形	牟形コミュニティセンター	国204→県50→国203→県212	小城市生涯学習センター(ドゥイング三日月)
25		大島	大島公民館	県47→国204→県50→国203→県337	小城公民館晴田支館
26		座川内	座川内公民館	国204→県50→国203	小城市まちなか市民交流プラザ、(佐賀県立小城高等学校)
27		湯野尾	湯野尾公民館	国204→県50→国203→県337	小城公民館晴田支館

※区分は、玄海原子力発電所3、4号機を対象としている。



## 避難の指示等の伝達時の留意点

(本部事務局)

- 1 町は、自治会・消防団・農協及び漁協等の関係団体、避難行動要支援者に係る病院及び福祉施設並びに観光施設へ電話、FAX等を利用して事故状況を連絡する。

併せて、広報する場合は、正確かつ理解しやすい内容に努めるものとし、テレビ・ラジオ等による情報収集に努めること及び落ち着いて行動することなどを広報する。

- 2 避難対象区域の住民等への指示事項

避難を指示し実施する場合には、避難区域内の住民等に対し、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

- (1) 電気のブレーカーを落とし、ガス及び水道の元栓を閉め、戸締りをする。
- (2) 非常持出品を携行し、安定ヨウ素剤を持っている人は、忘れずに携行する。また、安定ヨウ素剤の配布や服用に関する情報に注意する。また、ペットも一緒に避難する。
- (3) 避難中もラジオなどで最新の情報を入手し、落ち着いて行動する。
- (4) 自家用車がある場合には自家用車を利用し、ない場合には近所の方の自家用車に同乗するか、又は集合場所に集合し、用意されるバス等を利用する。自家用車で避難する時は、エアコンを内気循環にする。
- (5) 避難所（施設）ごとに決められた主要避難経路を基本として移動する。
- (6) 避難経路においては、警察官や誘導員の指示に従う。
- (7) 万が一、放射性物質が放出され、相当程度の被ばくが想定される場合は、県において、原子力発電所から30キロ圏外の主要避難経路に救護所が設置され、身体表面における放射性物質の付着の有無を確認する検査（避難退域時検査<sup>1</sup>）及び除染等が実施されるので、避難する町民等は、必ず経由し検査を受ける。
- (8) 避難時の服装についてはできるだけ、帽子、マスク、フード付レインコート、ビニ

---

<sup>1</sup> 玄海町の避難退域時検査場所は、多久市陸上競技場

ール手袋、長ズボン、長靴などを着用し、なるべく肌をさらさないようにする。

(9) 住所地でない方については、自宅等への帰路につくか、少なくとも原子力発電所から30キロ圏外へ移動する。なお、直ちに帰路へつくことが困難な場合には、最寄りの公共施設へ退避する。

### 3 屋内退避対象地域の住民等への指示事項

屋内退避を指示し実施する場合には、屋内退避区域内の住民等に対し、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

- (1) 住民は、原則として屋内にとどまる。外から帰ってきたら、顔や手を洗い、衣類を着替える。着替えた衣類は、ビニール袋等に入れて保管する。
- (2) 住所地でない方については、速やかに自宅等への帰路につくか、少なくとも原子力発電所から30キロ圏外へ移動する。なお、直ちに帰路へつくことが困難な場合は、最寄りの公共施設へ退避する。
- (3) 全ての窓、扉等の開口部を閉じ、全ての外気導入式空調設備、換気扇等を止めて、屋内への外気の流入を防止する。
- (4) なるべく外気の流入する個所を離れて、屋内の中央にとどまる。
- (5) 食料品の容器には、フタやラップをする。なお、屋内に保管している飲食物は摂取して差し支えない。
- (6) テレビ・ラジオ・防災行政無線等による行政機関からの指示・伝達又は災害情報に留意する。
- (7) 災害時には、緊急電話のため十分な回線を必要とするので、不要不急の電話は控える。
- (8) 不要不急の外出を控える。
- (9) 自主避難する場合は、自治会長等に避難先を伝えてから避難する。

避難所での留意点

(住民対策部)

- 1 町は、避難所における住民に対し、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、住民の協力を得るよう努める。
  - (1) 避難所においては、住民を主体とした避難所運営委員会を立ち上げ、運営する。相互に助け合うとともに、避難所責任者の指示に従い、冷静に行動する。
  - (2) 避難状況の把握への協力をお願いする。なお、避難所を離れる場合には、避難所責任者へその旨報告をお願いする。
  - (3) 健康調査等を行う場合には、協力をお願いする。
  - (4) 避難住民の不安を解消するため、保健福祉事務所等において、健康相談等が実施される。
  - (5) 不審な情報は、関係市町・警察等に確認する。また、避難住民に対し、放射線被ばくなどに対する言われなき、誹謗、中傷、差別といった事態が起こらないよう配慮する。